

見附市訓令第4号

見附市職員に関する勤勉手当の成績率運用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年6月27日

見附市長 稲 田 亮

見附市職員に関する勤勉手当の成績率運用規程の一部を改正する規程

見附市職員に関する勤勉手当の成績率運用規程（平成16年見附市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表会計年度任用職員の部3の職員の項中「100分の57.5」を「100分の58.75」に改め、同部2の職員の項中「100分の50」を「100分の51.25」に改め、同部1の職員の項中「100分の42.5」を「100分の43.75」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の見附市職員に関する勤勉手当の成績率運用規程の規定は、令和7年6月1日から適用する。